

【アメリカ】連邦官報の電子化の進捗を反映し、非常時の代替手段を規定する法改正

連邦官報は、連邦政府の業務に関する統合された公的記録であり、規則、規則案、公告、行政命令、布告等（以下「文書」）を掲載する。政府出版局（GPO）及び国立公文書館連邦官報局（OFR）が協力し印刷している。OFRにより1994年から電子化が進められ、オンライン（PDF）版（無償）は、紙版及びマイクロフィッシュ版（有償）と法的に同等とされる。

今般の改正は連邦官報の電子化の進捗を反映させるため、2024年9月16日に連邦議会に法律案が提出され、2025年1月4日に「2024年連邦官報現代化法」（P.L. 118-267）が制定された（同日施行）。同法は全2か条から成る。主な改正内容は次のとおりである。合衆国法典第44編第15章について、①紙等の有体物を前提とした印刷、再印刷、包装、製本、配布等の文言を「発行」に置き換える。「発行」とは、国立公文書館長、GPO 局長等から構成される連邦官報運営委員会が決定するように、公衆に販売し、又は提供するために頒布させることをいう（第1501条等の改正）。②連邦官報に掲載するために、文書の原本及び原本の複製（又は原本と同一という認証付きの謄本）2部の提出に代えて、原本のみとするなど手続の簡素化を規定した（第1503条の改正）。③GPOが発行できない場合には、OFRが代替（ウェブサイトで発行）するとした。また、合衆国本土に対する攻撃等の事態において、発行を一時停止する大統領の決定がなされた場合、大統領が文書を発行する方法に、（ケーブルテレビ等の）電気通信とインターネットが追加された（第1505条の改正）。一方、紙等への印刷は継続されており、④政府の継続性を目的とした保存のため、GPOが連邦官報の各号を最低2部印刷し、それぞれ別施設に保管するとした（第1504条の改正）。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・ <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/9592>

【アメリカ】情報技術のソースコード調整及び再利用法（SHARE IT 法）の制定

連邦政府は、市販ソフトウェアのほかに、行政機関等（以下「機関」）向けに特注したソースコード（コンピューターを動かすためのプログラミング言語による命令の集合）を調達しているところ、他機関との重複発注による無駄な支出が問題視されてきた。2016年8月には、発注したソースコードの相互共有を図るための連邦政府の方針文書が発出され、一定の節減効果はあったものの、未だに共有していない機関が13機関もあった。連邦政府全体での共有を義務付けるため、2024年9月12日に連邦議会に法律案が提出され、同年12月23日にバイデン（Joe Biden）大統領（当時）が署名し、情報技術のソースコード調整及び再利用法（SHARE IT 法）が制定された（同日施行）（P.L. 118-187）。同法は全9か条から成る。主な内容は次のとおり。

各機関の長に対し、特注開発されたソースコード（機関との契約に基づき、若しくはその他連邦政府のみから資金提供を受けて製作され、又は連邦職員が公務の一環で開発したもの）等を、当該機関が所有し、1か所以上の公開又は限定公開の保管場所に蓄積し、一定の手続を通じて連邦職員が利用できるよう保障することが義務付けられる（第3条a項）。契約締結時に、政府全体での利用等を可能とする十分な権利が取得されなければならない（同条b項）。主として国家安全保障システム用や情報機関により開発された機密扱いのソースコードには適用されない。個人のプライバシーにリスクが生じる場合も適用を免除することができる（第4条a項）。

2025年1月の政権交代後、連邦政府の技術職が大幅に人員削減されたことにより、同法の執行が阻害される可能性を指摘する声もある。

海外立法情報調査室・河合 美穂

・ <https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/9566>

・ <https://federalnewsnetwork.com/it-modernization/2025/03/gov-tech-layoffs-could-hamper-share-it-act-software-mandates/>

【アメリカ】電子たばこ（ENDS）の販売許可規制法規及び訴訟の動向

電子たばこの一種である電子ニコチン送達システム (Electronic nicotine delivery system: ENDS) 製品は、ニコチン、香料等を含む液体を加熱して吸入可能なエアロゾルを作り、使用者にニコチンを供給するシステムである。2009 年の法律 (P.L.111-31. 以下「同法」) により、2007 年 2 月 15 日以前に市販されていなかった「新しいたばこ製品」の製造業者は、市販前に販売許可申請を食品医薬品局 (FDA) に提出し、許可を受けることが求められた (21 U.S.C. § 387j(a)(2)(A))。若者の間で ENDS 製品の使用が広まる中、2016 年の連邦規則 (81 Fed. Reg. 28974 (May 10, 2016)) は、ENDS 製品を同法の「新しいたばこ製品」に指定した。同規則制定時に既に市場で販売されていた ENDS 製品は、FDA が販売許可申請の審査が終わるまでの間、市場にとどまることが許されてきた。加えて、販売許可申請の提出期限が 2020 年 9 月 9 日まで延期されたため、若者の使用が拡大した。

2025 年 1 月時点で、FDA が許可したたばこ風味の ENDS 製品は 34 件、フルーツ、デザート等風味の製品はなかった。この背景には、たばこ風味の ENDS 製品は、紙巻きたばこ等と比べてニコチン含有量が少なく、禁煙の補助として用いられ得るのに対し、フルーツ等風味の ENDS 製品は、ニコチンを摂取したことのない若者をひきつけているとの FDA の認識があった。販売許可申請の不許可に対する不服は連邦控訴裁への出訴が求められており (21 U.S.C. § 387l(a)(1))、出訴された 10 件の訴訟のうち 8 件で FDA の不許可が支持された。2 件は FDA に差し戻されたが、そのうちの 1 件の上訴につき、2025 年 4 月 2 日、連邦最高裁は FDA の不許可を支持し、FDA の販売許可申請・審査の仕組みが追認された。

海外立法情報課・中川 かおり

・ https://www.supremecourt.gov/opinions/24pdf/23-1038_2d93.pdf

【イギリス】2025 年上下水道（特別措置）法の制定

1989 年上下水道法 (c.15) に基づき民営化された英国の上下水道事業は、インフラへの投資不足、未処理の下水の放流による水質汚染の深刻化及び役員への多額のボーナスの支払などが問題になっている。労働党は、2024 年総選挙において、これらの問題への対策を講じることを公約として掲げた。総選挙後の 2024 年 9 月 4 日、この公約を実現するための法律案が上院に提出され、2025 年 2 月 11 日に下院を通過し、同月 24 日の国王の裁可により、2025 年上下水道（特別措置）法 (c.5) として制定された。この法律は、所管大臣が規則により施行日を定めることとされている一部条項 (2025 年 6 月 11 日現在未施行) を除き、制定日又は制定日から 2 か月後に施行され、イングランド及びウェールズにおいて適用される。

この法律は、全 17 か条から成り、そのうち 12 か条には、1991 年上下水道事業法 (c.56) を改正する内容が含まれる。主な規定の概要は、次のとおりである。業績が、水道事業規制局 (Ofwat) が定める基準を満たさない会計年度については、役員へのボーナスの支給を禁止する (第 1 条)。上下水道事業者は、毎年 4 月 1 日までに、汚染事故削減計画を作成し、公表しなければならない (第 3 条)。処理前の下水を河川や海に緊急放流する場合、放流に関する情報をその開始及び終了から 1 時間以内に公表することを、新たに下水道事業者に義務付ける (第 4 条)。上下水道事業者等が、イングランド及びウェールズの規制当局による調査を妨害する場合、従来の罰金刑に加えて、役員に拘禁刑を科すことを可能とする (第 6 条)。上下水道事業者等が犯した特定の違反行為に対して、自動的に定額の罰金を科すことを所管の規制当局に義務付ける (第 8 条)。

連携協力室・渡邊 有香

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/5/contents/enacted>

【ドイツ】児童・青少年に対する性暴力の対策を強化する法律

2010 年、イエズス会が後援するベルリンの学校において、神父と教員が長年にわたり生徒に性的虐待を行っていた事実が判明して以来、連邦政府は、性的児童虐待問題独立連邦受託官（UBSKM. オンブズマンに相当する。）の設置など児童・青少年に対する性暴力対策を講じてきた。2024 年 10 月、UBSKM への法律上の根拠の付与など対策強化を目的とした法律案が連邦議会に提出された。同案は、2025 年 1 月 31 日に連邦議会で可決され、同年 3 月 21 日に連邦参議院の同意を得て、同年 4 月 8 日に法律として公布された（一部を除き同年 7 月 1 日施行）。

この法律は、新規制定の UBSKM 法と関連する 2 つの法律（社会法典第 8 編、児童保護協力・情報提供法）の改正から成る。UBSKM 法の内容は次のとおりである。UBSKM が連邦家族省の常設機関とされ（第 2 条）、従来から UBSKM の下にあった被害者評議会及び性的児童虐待独立連邦調査委員会（以下「委員会」）に法的根拠が与えられた（第 5 条第 4 項）。UBSKM は、性暴力（この法律では性的虐待を含めて性暴力と呼んでいる。）予防措置等の改善策の提案、被害者支援の促進、調査活動の推進等の任務を負う（第 6 条）。被害者評議会は、性暴力被害者の利害を代表し、UBSKM 及び委員会の活動計画に参加する任務を負う（第 20 条）。委員会は、性暴力の被害者等の聞き取り調査及び公聴会を行い、これに基づく調査研究活動を行い、各種機関の取組の進展を監視し、評価する任務を負う（第 26 条）。少なくとも議会期に 1 回、UBSKM は性暴力の実態や対策措置の現状等に関する報告書を、委員会はドイツ社会における取組の進展や必要とされる措置の勧告に関する報告書を連邦議会に提出しなければならない（両者をまとめて提出してもよい）（第 7 条及び第 27 条）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2025/107/VO.html>

【ロシア】密漁を伴うイクラの国内航空輸送に関する規制強化

ロシアでは近年、サケの密漁に伴う非工業生産イクラ（缶詰にされておらず、製造元の記載等が存在しないものを指す。）の増加が社会問題となっている。ロシア極東部のカムチャツカ地方では、2022 年 8 月から、航空機で国内移動を行う旅行者や地元住民に対して、一人当たり 10 キログラムを超えるイクラを手荷物又は機内持込荷物として輸送することを禁止する措置が実験的に開始された。ロシア連邦農業省によると、この国内航空輸送の規制に関する実験によって、カムチャツカ半島から持ち出された非工業生産イクラの総量は年々減少し、その効果が確認された。2025 年 4 月 21 日付けの連邦法第 95 号「カムチャツカ地方における非工業生産サーモンキャビア（イクラ）の国内航空輸送を規制するための追加メカニズムの導入実験の実施に関する連邦法の改正について」は、2025 年 8 月 1 日に終了予定であった上記の規制を 2027 年 8 月 1 日まで延長し、同様の措置をロシア極東部のハバロフスク地方及びチュクチ自治管区まで拡大するものである。

非工業生産イクラによる問題として、衛生上の懸念が指摘されている。温度管理等の適切な管理がなされていないイクラは、重大な健康被害を引き起こす可能性がある。また、サケの密漁によって、生態系へ与える影響も指摘されている。カムチャツカ半島やサハリンのサケは、現地のクマにとって重要な食料源となっている。その減少に伴い、クマが人里に近寄る可能性も懸念されている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202504210024>
 ・ <https://rg.ru/2022/07/18/reg-dfo/turistam-ogranichili-vyvoz-ikry-s-kamchatki.html>

【韓国】「公衆脅迫罪」及び「公共の場における凶器所持罪」の新設

2023年7月から8月にかけて、ソウルの地下鉄駅付近で通り魔による殺傷事件が相次いで発生し、韓国社会に衝撃を与えた。また、近年、不特定多数の者を対象とした犯行予告がオンライン上で頻発し、問題となっている。

しかし、当該行為に係る従来の法律（「刑法」、「銃砲・刀剣・火薬類等の安全管理に関する法律」、「軽犯罪処罰法」等）では、①不特定多数の者を対象とした犯行予告を直接処罰する規定はなく、被害者の特定を要する脅迫罪等の適用が難しい、②公共の場における凶器の所持を処罰する規定はあるが、処罰対象の範囲が狭い、又は法定刑が軽いという問題点があった。

そのため、当該行為を厳しく処罰するための刑法一部改正法律案が国会に複数提出され、法案審査及び本会議での可決を経て2025年3月18日に「公衆脅迫罪」を新設する刑法一部改正法律（法律第20795号）が、同年4月8日に「公共の場における凶器所持罪」を新設する刑法一部改正法律（法律第20908号）が、それぞれ公布及び施行された。概要は次のとおりである。

不特定多数の者の生命、身体に危害を加える旨を告知して公然と公衆を脅迫した者は、5年以下の懲役又は2千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金が科される。常習犯は刑の最大2分の1が加重され、未遂犯も処罰される（第116条の2）。また、正当な理由なく、不特定多数の者が利用し、又は通行する公共の場において、人の生命、身体に危害を加え得る凶器を所持し、これを露出させて公衆に不安感又は恐怖心を引き起こした者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金が科される（第116条の3）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2K5V0K2H2B5G1K4W3D5A3E0C1Q6P3

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A2X5O0E3Q1T9G1Z1Y0F0T4V3K0K0O2

【韓国】「養育費先払い制」の導入

離婚後の養育費未払が以前から問題となっていた韓国では、2014年3月の「養育費の履行確保及び支援に関する法律」（以下「履行法」）の制定により、養育費の請求、確保等の支援を専門に行う養育費履行管理院（以下「管理院」）が2015年3月に設立された。

管理院では、未払養育費の取立て支援（本誌 No.300-2, 2024.8, p.35 参照）のほか、「一時的養育費緊急支援」も行われていた（第14条）。これは、養育費未払により養育費債権者（未払養育費を請求している親）が経済的に困窮している場合に、管理院が未成年の子1人当たり毎月一定額（20万ウォン、1ウォンは約0.1円）を支給する制度であった。しかし、当該支援の対象は、世帯所得が国民基礎生活保障法による基準中位所得（月の世帯所得の中央値、2025年は3人世帯で約503万ウォン）の75%以下の場合に限られ、支給期間も最長1年間（原則9か月、3か月延長可）と短かった。子の安定的な養育環境の整備のため、2024年10月16日、履行法が改正され、「養育費先払い制」が導入された（法律第20463号、2025年7月1日施行）。

養育費先払い制では、一定の要件を満たした場合、養育費を定期的に支払う義務のある債務者の未払養育費の全部又は一部を管理院が立て替え、毎月一定額を支給する。支給対象を上述の基準中位所得の150%以下に拡大（第21条の6）したほか、支給期間についても未成年の子が成年（19歳）に達するまでに延長された（第21条の7及び同法施行令第17条の6）。また、後日、立替払分を債務不履行者から回収するため、女性家族部（部は日本の省に相当）長官の要請により、金融機関等の長に対して当人の同意なしに当人の金融情報等を提供することが義務付けられた（第17条）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P2G4Z0A9H2E3N1F7Q0R3H4U4G0U1B2

【中国】公共の場所における監視カメラの管理に係る国務院法規の制定

公共の場所に配置された2億台を超える監視カメラは、治安向上に役立つ一方、その統一的な管理体制が未整備で、国民のプライバシー等の侵害等が問題とされていた。2016年以降、監視カメラシステムの管理に係る行政法規の制定が国務院で進められ、2025年1月13日、公共安全ビデオ画像情報システム管理条例が公布、同年4月1日に施行された(国務院令第799号)。

本条例は、全34か条から成る。公共の安全の維持並びに個人のプライバシー及び個人情報の権利・利益の保護等を目的とする(第1条)。公共安全ビデオ画像情報システム(以下「システム」)は、公共の安全に関わる区域で画像情報の収集、送信、保存等を行うもので(第2条)、国務院公安部門が、全国のシステムの構築・使用の指導及び管理等に責任を負う(第5条)。

公共の場所のうち、道路、橋梁等には県級以上の地方政府が、ショッピングセンター、空港等には経営責任を有する組織が(第7条)、その他の場所には安全責任を有する組織等が、それぞれシステムを管理する(第9条)。ホテルの客室、浴室、トイレ等への設置を禁じる(第8条)。システムの管理組織には、設置場所の明示(第13条)、公安機関への設置報告(第14条)、設備の維持(第15条)、情報漏えい等の防止措置(第16条)等が義務付けられた。

画像情報は最低30日間保存される(第17条)。国の機関は職務の必要に応じ、自然人はその生命健康等の保護のため、画像情報を閲覧できる(第20条、第21条)。画像情報の公開が個人・組織の権利・利益を損ない得る場合、顔、ナンバープレート等の個人情報への保護措置が義務付けられた(第22条)。公安機関は、システムの構築・使用状況の監督等を行い、管理組織による規定違反に係る通報に対処する(第24条)。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202502/content_7003024.htm

【中国】外国との知的財産権紛争処理に関する国務院規定の制定

中国国外で、特許、商標等の知的財産関係の訴訟の当事者となる中国企業が増加している。2023年、中国企業に関わる米国での知的財産関係訴訟は約1,200件発生し、その大部分は中国企業が被告とされる。対外貿易法(2022年12月30日改正、施行)、反外国制裁法(本誌No. 288-2, 2021.8, p.47 参照)等を補い、中国企業等の外国との知的財産関係訴訟を支援し、訴訟による外国の圧迫に対抗する能力等を強化するため、2025年3月13日、外国との知的財産権紛争処理に関する国務院規定が公布、同年5月1日、施行された(国務院令第801号)。

同規定は、全18か条から成る。知的財産権の保護強化、公民(国民)及び組織による関係紛争処理の促進及びその合法的権益の保護等を目的とする(第1条)。国務院知的財産管理部門及び商務主管部門は、公民及び組織による外国との知的財産権紛争の処理に対する指導等を強化し(第2条)、国外の関係法律制度の重要情報を把握し、事例を分析し、リスク情報を発信し(第5条)、外国との知的財産権紛争への商事調停組織等の関与を支持し、和解、調停等による紛争の解決を促す(第7条)。法律事務所等には、外国と関わる知的財産権関係のサービス能力の向上等を奨励し(第8条)、商工会等には、権利保護支援のための相談、研修等のサービスの提供を奨励する(第10条)。企業には、内部規則の整備、関係人材の確保、知的財産保護等の強化を義務付ける(第11条)。国務院商務主管部門に、輸入貨物が知的財産権を侵害する等の場合に、調査し、必要な措置を講じることを認める(第14条)。条約及び中国の法令に反する同国内での文書の送達及び証拠の収集(第12条)、同国公民及び組織への知的財産紛争を口実とした差別的措置の実施等(第16条)を禁止する。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7014486.htm

【オーストラリア】2025 年連邦議会総選挙結果

2025 年 5 月 3 日、連邦議会総選挙（下院議員定数 150 名）が実施された。同年 4 月 28 日の世論調査では与党労働党の苦戦が予想されたが（支持率：労働党 31%、保守連合（自由党・国民党）35%。Sydney Morning Herald: SMH, 2025.4.30）、結果は労働党の「地滑りの」とも称される勝利となり、単独過半数を確保した。豪州選挙管理委員会の発表による主な政党等の獲得議席数は次のとおりである（〔 〕内は前回 2022 年の総選挙結果）。労働党 94 [77] 議席、保守連合 43 [58] 議席、緑の党 1 [4] 議席、無所属 10 [10] 議席。自由党及び緑の党は党首（Peter Dutton/Adam Bandt）が落選した。4 月 28 日の世論調査では、2 月以降のダットン自由党党首（当時）の支持率急落について、回答者の 33%がトランプ（Donald Trump）米国大統領の影響を挙げた。これは、同党首の掲げた政府効率化等の公約が、「トランプ流の政治手法の模倣」として国民の反発を招いたことが一因と指摘される（SMH, 2025.5.5）。自由党は 5 月 13 日に党首選挙を実施し、副党首だったリー（Sussan Ley）氏が新党首に選出された。同党初の女性党首である。

5 月 12 日、アルバニー（Anthony Albanese）首相は、2 期目の同政権の閣僚予定者を発表した（総督（Governor-General）による任命は、翌 13 日）。新閣僚 23 名中、閣僚としての再任 21 名、初入閣 2 名（閣外大臣から 1 名、副大臣から 1 名）である。また、女性は 12 名（52.2%）で、3 年前の同政権発足時より 2 名増加した。同首相は同月 5 日の記者会見で、新政権の優先課題として連邦環境保護機関の設立、住宅価格高騰への対応、学生ローン返済額の 20%削減等を挙げた。なお、3 月 28 日に閉会した連邦議会（第 47 議会）は、7 月 22 日に、総選挙後最初の集会が行われる予定である（第 48 議会）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://results.aec.gov.au/31496/Website/HouseDefault-31496.htm>

【オーストラリア】無償 TAFE の法定化

豪州では AQF（Australian Qualifications Framework）という資格教育システムに基づき、3 つの部門（学校教育、職業教育訓練（Vocational Education and Training: VET）、高等教育）において、学習レベル（AQF Level 1～10）に応じた共通の資格（Certificate 1～Doctoral Degree）を認定する制度を導入している。TAFE（Technical and Further Education. 州立専門技術・継続教育機関）は、VET 部門の中核機関である。

連邦政府は、連邦・州の優先分野（テクノロジー、デジタル、高齢者・障害者介護等）において、労働者のスキルアップを経済的に支援し、収入と雇用率の向上に資することを目的として、2023 年から 2026 年まで TAFE に無償枠を設け、実施している。無償 TAFE 枠は、先住民、若年者（17～24 歳）、失業者、経済的不安を抱える女性等に優先的に割り当てられる。2023 年 1 月から 2024 年 9 月までの無償 TAFE の受講者は約 57 万人、修了者は約 11 万人である。

2025 年 3 月 27 日、無償 TAFE を法定化するための法律（2025 年無償 TAFE 法）が制定された（翌 28 日施行）。全 4 章 11 か条及び前文から成る。主な内容は次のとおりである。

①無償 TAFE 枠提供のため連邦から州へ財政支援を行い、それにより豪州全土で毎年少なくとも 10 万の無償枠を提供する（第 3 条）。法律では最低数のみを定め、具体的な数は無償 TAFE 協定により規定される。②無償 TAFE 協定：連邦と州の間で締結され、2027 年 1 月 1 日に始まる暦年又はそれ以降の暦年の無償 TAFE 枠の提供に関し、連邦から州に行われる財政支援の条件を定める協定（第 7 条）。優先的に無償 TAFE 枠を提供する分野、枠の数、当該州に提供される財政支援額、成果目標等が規定される（第 8 条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2025A00026/asmade/text>